

納税環境整備に関する専門家会合（第9回）議事録

日 時：令和4年10月28日（金）9時59分

場 所：WEB会議（財務省国際会議室を含む）

○岡村座長

それでは、時間となり、皆様おそろいですので、ただいまから「納税環境整備に関する専門家会合」の第9回を開催します。

今回も、委員の皆様方の御理解・御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

前回の専門家会合では、納税者の利便性・申告内容の適正性を同時に向上させるための税務手続のデジタル化について御議論いただきました。

本日は、去年の「納税環境整備に関する専門家会合」の議論において今後の課題とされた、記帳水準の向上や適正申告を図る上で、既存の牽制措置では必ずしも対応できていない納税者の行為への対応などについて議論できればと思います。

この点については、9月16日の総会において、私の方から、税に対する公平感を維持するためにも適正な申告を行わない悪質な納税者への対応についても検討していくべきではないか、また、高齢者など、個別のサポートが必要な納税者への対応についても取り上げてはどうかと意見を述べさせていただきました。

こうした議論等も踏まえ、本日の第9回専門家会合においては、「個別のサポートが必要な納税者対応」及び「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」を議題とし、事務局から説明を伺い、その後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思っておりますが、本日は中里会長リモートで会議を傍聴されるとのことですので、最初に一言御挨拶をいただきたいと思っております。

中里会長、よろしく願いいたします。

○中里会長

皆様、どうかよろしく願いいたします。

○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、まず、個別のサポートが必要な納税者への対応について、国税庁に御説明いただいた後、日税連・税理士会における税務申告支援等の取組についてヒアリングを実施したいと思います。

本日は、お忙しい中、日本税理士会連合会の山中孝一常務理事・税務支援対策部長においでいただきました。後ほど御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

引き続き、後半において、税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、国税庁から御説明をいただきます。

それでは、資料実9-1の「個別のサポートが必要な納税者への対応」について、国税庁個人課税課の山縣課長、よろしく願いいたします。

○山縣国税庁個人課税課長

国税庁個人課税課長の山縣でございます。「個別のサポートが必要な納税者への対応」について、資料に沿って御説明させていただきます。

3 ページ目を御覧ください。

「確定申告期における対応」でございます。国税庁におきましては、全ての納税者が税務署に行かずにいつでも申告ができるよう、自宅等、税務署の確定申告会場以外からの電子申告を推進しております。中でも、スマートフォンが大変普及しておりますので、これを利用した自宅等からの申告を推進しており、その機能に改良を加え、納税者の方々の利便性を向上してございます。

例えば、三点目に書いてございますけれども、今までe-Tax、パソコンで申告書を電子提出する場合はマイナンバーカードを読み取るための外付けのICカードリーダーを別途購入して用意する必要がございましたが、それをスマートフォンで代替できるような機能を追加して、利便性の向上を図っているところでございます。

4 ページ目でございます。

申告に必要な各種控除の証明書のデータを、マイナポータルを経由して取り込める機能を順次拡大しております。これにより納税者利便の向上に資するものと考えてございます。

5 ページ目でございます。

その他、申告手続や税の取扱いに関して質問のある方が、税務署に行かずに疑問を自己解決できるよう、確定申告専用の電話相談センターを設けております。それから、ホームページ上にチャットボットを提供しており、24時間いつでも文章で相談できるサポートもしております。

6 ページ目でございます。

確定申告期に限らず、国税庁ホームページにおいて、国税に関する手続や税の取扱いについて動画を提供しております。それから、ユーチューブの動画チャンネルも提

供しており、税務署に行かなくても、不便なくいつでも相談・申告できる環境を整えているところでございます。

7ページ目でございます。

国税庁ホームページ上に「タックスアンサー」による情報提供をしており、よくある質問を分かりやすく検索して回答を見られるような機能も提供してございます。

8ページ目でございます。

このようにいろいろな環境整備をした結果として、左の折れ線グラフを御覧いただきますと、令和3年分の確定申告において自宅等からe-Taxで申告していただいた方は、442万人と、令和2年分から122万人増えて1.4倍になっております。一方で、税務署を訪れて申告された方は311万人でございますので、初めてここが逆転しておりますので、自宅等からのe-Taxがスタンダードになってきたかなと考えております。

右側の円グラフを見ていただきますと、確定申告会場を訪れて申告する方が311万人、14パーセントでございますので、差し引き86パーセントの方は既に税務署以外の自宅等から申告していただいているという状況になっております。

9ページ目でございます。

我々としては、それでもなお税務署が運営している確定申告会場にいらっしゃって相談を希望される方々に対する相談を受け付けており、個々の事情に応じて丁寧にサポートを行ってございます。

こちらはホームページにおける案内で、入場整理券等で混雑を避けるようにしております。

10ページ目でございます。

確定申告会場でどういうサポートをしているかというところで、確定申告期は通常2～3月でございますけれども、申告会場を運営しております。会場では、御自身のスマホや備え付けのパソコンを利用して申告を行っていただいております。その際、税務の取扱いに関して質問がある場合、機械の操作等が不明な場合は、職員が個々に対応・サポートしてございます。

特に個別の配慮が必要な方については、一般の方とは違って、個別相談コーナーに案内して職員が丁寧に対応しております。

詳しくは次の11ページ目でございます。

このように特に配慮が必要な方、高齢者の方、四肢に障害がある方など、お体の不自由な方が安心して申告ができるよう、プライバシーに配慮しつつ職員が個別に対応してございます。

例えば、視覚に障害がある方につきましては、職員が申告に必要な金額などを読み上げて意思疎通を図ったり、聴覚に障害がある方につきましては筆談により対応したりするなど、個々の事情に応じて丁寧に対応してございます。それから、会場で気分が悪くなった方のための休憩スペースや、ベビーケアスペース（授乳室）等も確保し

ている税務署もあるところでございます。

12ページ目でございます。

税務署の庁舎につきましてもバリアフリー化を進めてございます。左の写真では、エレベーターのところまで点字の案内もつけてございますし、右の写真では、車椅子の方の手が届く範囲にエレベーターのパネルを設置しております。7割の庁舎にエレベーターを設置しておりますが、設置していない税務署については1階に職員が下りてきてそこで対応するなど、車椅子の方への対応を適切に行っているところでございます。

13ページ目でございます。

階段を上れない方のためのスロープや点字ブロックを順次整備しているところでございまして、お年寄りや車椅子の方に寄り添った施設、税務署のインフラも整えているところでございます。

14ページ目でございます。

左側が車椅子対応のトイレ、右側は車椅子使用者の駐車施設でございまして、9割以上の税務署に配備してございます。それから、細かいことでもございますけれども、入り口は引き戸にするとか、手すりの設置、手洗い場を低くするなど、こういう方々に配慮しているところでございます。

15ページ目で、ホームページのウェブアクセシビリティにも配慮しているところでございます。日本産業規格及び総務省のガイドラインに基づきウェブアクセシビリティの確保に努めており、特に国税庁のホームページにおいては、音声読み上げ機能や文字拡大機能を設けるなど、使用する方に配慮したコンテンツの提供にも努めているところでございます。

このように、個別のサポートが必要な納税者の方には、個々の事情に応じて丁寧に対応しているところでございます。引き続き、このような納税者の方々に寄り添った丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

簡単でございますけれども、資料の説明を終わらせていただきます。

○岡村座長

山縣課長、ありがとうございました。

続きまして、資料実9-2の「日税連・税理士会における税務申告支援等の取組み」について、日本税理士会連合会の山中常務理事・税務支援対策部長、よろしく願いいたします。

○山中常務理事

御紹介いただきました日本税理士会連合会税務支援対策部の山中でございます。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。本日は、日税連及び税理士会における税務申告支援等の取組についての御説明になります。

まず、資料の2ページ目は、日本税理士会連合会の説明になります。日本税理士会

連合会、以下「日税連」と呼ばさせていただきます。日税連は、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務、そして、税理士の登録に関する事務を行っております。

そして、税理士法に基づく法人の税理士会は全国で15の税理士会から構成されております。

会員数は、9月末で8万人を超えまして8万423名となっております。

そして、税理士会は国税局の管轄区域ごとに設立されており、その下に494の支部があります。

全国の国税局は全部で12、そして税理士会は北海道会から沖縄会まで15となっておりますので、東京国税局管内に東京税理士会、千葉税理士会、東京地方税理士会がありまして、名古屋国税局管内に名古屋税理士会、東海税理士会があるという構成になっております。

そして、これは法律に基づき、税理士会は1の税務署の管轄区域におきまして支部を設けなければならないとなっております。ただし、国税局の承認を受けたときは、隣接する2以上の税務署の管理区域を区域として支部を設けることができるとなっております。現在、税務署の数は524、それに対して支部は494となっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

こちらは日税連の事業で、日税連会則の3条を抜粋したものでありまして、12項目のうちの赤字で書いてある8番目に「小規模納税者に対する税理士の業務に関する必要な施策（税務支援）」と書いてあります。

税理士法により、税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定めて、その会則に基づいて、会則については財務大臣の許可を受けなければならないとなっております。そして、会則の絶対的記載事項として、9号に、「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」に関する規定を各税理士会は規定しなければならないとなっております。

これを受けて、日税連の会則の3条で、「小規模納税者に対する税理士の業務に関する必要な施策」を各会が絶対的記載事項として記載しております。

そして、支援対象となる小規模納税者につきましては、規則及び細則におきまして、前年所得が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、年金受給者を除く雑所得者と規定されております。

そして、先ほど御説明した事業の中の税務支援ですが、具体的にどういうことを行っているかという前に、なぜ私たちが税理士会の会則の絶対的記載事項に税務支援を入れたか、なぜ税務支援を行わなければならないかということに関して、4ページ目に税理士法の1条及び52条を記載しております。

税理士法の第1条は、税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼

にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」としています。納税義務の適正な実現が税理士の使命になっており、このために我々税理士は税理士業務を行っております。この税理士業務は、大きく分けて税務代理、税務書類の作成、そして税務相談になっております。

さらに、税理士法52条は、「税理士業務の制限」ということで、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定されております。これは、我々は無償独占ということ、税理士業務は有償はもちろんです、たとえ無償であっても税理士以外の者が行うことはできないことになっております。なので、先ほど御説明した会則にもあるとおり、49条の2項におきまして、委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務を行う必要があるということになります。これは、税理士法の要請のみならず、税理士の職能・知識を社会に広く提供するという意味においても、税理士による社会貢献の一面を有しているということです。

5 ページ目で、税務支援事業の種類は大きく分けて3 類型になっております。1 つ目が独自事業、2 つ目が受託事業、3 つ目が協議派遣事業になります。

独自事業は、日税連または税理士会が独自で主体的に実施するものになっておりまして、税理士会が運営する常設の相談所、一般には納税者支援センターというものを各会が設けております。そして、確定申告期にショッピングモール等で行う税務相談会、そして、大規模災害のときの被災者に対する雑損控除の計算も支援をしているところでございます。

受託事業は、国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に関する事業を受託して実施するものになっております。平成18年以前は個々の税理士と税務署との間の随意契約となっておりましたが、平成18年以降、公共調達競争性と透明性を高めるため、一般入札ないし公募方式に変わっております。具体的には、確定申告における無料相談や電話相談になります。

特に、先ほど国税庁から説明があったとおり、確定申告は自宅からのe-Taxがかなり増えていて、無料相談会場に来る方々は高齢者の方が多くなっております。つまり、パソコンとかスマホで電子申告・e-Taxができない者が無料相談会場に来るという傾向になっており、今後は高齢者のみならず身体に障害のある者に対しても現場における無料相談が行われるということになります。それ以外には、事業者に対する記帳指導などが受託事業に入っております。

協議派遣事業は、国、地方公共団体、納税者の指導のために公的な補助金等の交付を受けており日税連・税理士会があらかじめ指定する団体等との協議に基づき、指定税理士を派遣して税務相談に応じるものです。具体的には、商工会、青色申告会、農協、漁協等に税理士を派遣して税務相談を行っております。

続きまして、6 ページ目が令和3年度の所得税の申告における税務支援の事績にな

ります。先ほど御説明しました3類型（独自事業、受託事業、協議派遣事業）について、左側が従事した税理士の数、右側が指導した納税者の数になります。

一番下の合計欄のところで、指導納税者数は、やはり規模的には確定申告期に行われる受託事業が多く、指導納税者数は約80万1,307人となっています。このうち無料相談会場での指導よりも最近では電話による指導件数の方が多く、このうち約58万件が電話相談の指導納税者数になっております。そして、右にあります協議派遣事業の合計欄は47万1,257件になっております。こちらの方は、先ほど説明いたしました商工会等が約20万件、青色申告会が約15万件というような数字になっております。実は令和3年は確定申告時期がちょうどコロナの第6波とぶつかりましたので、会場に来られる納税者が少なかったという事象が発生しているところでございます。

ここまでが我々の税理士業務に係る支援になります。続きまして7ページ目から、それ以外の日税連及び税理士会が行っている支援につきまして御説明させていただきます。

1つは、成年後見等でございます。税理士自身が成年後見人等に就任して被後見人の支援を行っているほか、各市町村において地域連携ネットワークを通じまして、既に成年後見を受けている方々に対して財産管理において税務に関する助言を行うことも期待されています。

また、税理士が後見人になるために、各会におきましては成年後見支援センターを設けて、成年後見人制度に携わる税理士会会員に対して支援を行っています。具体的には、成年後見人制度の研修や、研修を行った上で家庭裁判所に名簿登載することを行っております。

そして、国民への周知につきましては、下の枠に書いてあるとおり、成年後見人制度に関する無料相談を毎年開催しております。そして、パンフレットを一般向け及び金融機関向けに作っております。そして、ホームページによる成年後見人制度の情報提供をしております。

8ページ目で、先ほどの税務支援同様、税理士会会則の絶対的記載事項に租税教育を行うということが平成26年の税制改正で追加されており、ここに特別支援学校での租税教育も含まれます。税理士は、国民が租税の役割や仕組み、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を養えるよう、全国の小中高生、大学生及び社会人に対して租税教育を行っております。その中の対象に、盲学校及びろう学校等の特別支援学校の児童・生徒も含まれております。

そして、テキスト等についてお話ししますと、障害者向けの教材として、租税教育の副読本である『税って何かな?』の点字版、音声版、拡大版を作成しております。また、税理士向けに、盲学校・ろう学校で租税教育を行う際の参考としてのモデル授業の映像を会員に配信しております。

以上が日税連及び税理士会が行っている支援の御紹介になります。

○岡村座長

山中常務理事・税務支援対策部長、ありがとうございました。

それでは、ここで一度質疑応答に移りたいと思います。御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方も含め、「挙手」ボタンを押してください。私から指名させていただきますので、指名された方は「ミュート」ボタンを解除して御発言ください。

それでは、佐藤先生、お願いします。

○佐藤教授

山縣課長、山中常務理事、詳細な御説明をどうもありがとうございました。

私からは、国税庁の資料の8ページ目について事実確認の質問をさせていただきます。ここでいうe-Taxというのは、確定申告書作成コーナーを利用し、送信はしないタイプの納税者を含んでいるのか、それとも、確定申告書作成コーナーで作成をして印刷して郵送するタイプのものは含まれないのか、この点を教えてください。

確定申告書を会場以外で申告した1,974万人のうち442万人がe-Taxとなっていますので、残りの1,532万人が何らかの形でホームページ等を利用していらっしゃるのか、それともそうでないのかということ伺いたいです。

○岡村座長

それでは、山縣課長、お願いします。

○山縣国税庁個人課税課長

まず、確定申告会場で申告している311万人は、確定申告会場に来て、そこに備え付けてあるパソコンで入力する方、その場で自分のスマホで入力する方を含んでいます。それ以外の方はこの1,974万人に入っております。具体的に言いますと、例えば本人がスマホでやる場合もありますし、パソコンでやる場合もありますし、おっしゃっていただいたようにパソコンで作って印刷して郵送する方もございます。もちろんパソコンで作って持ち込む方もいらっしゃいます。それから、税理士の代理送信でe-Taxでやる方もございます。それを全部含めてということでございますので、これでいくと、確定申告会場に出向いてやるか、やらないかという整理をしているところでございます。

○岡村座長

ありがとうございます。

田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

国税庁の説明資料に関して、意見を述べさせていただきます。

4ページ目の確定申告期における対応のところ、マイナポータル経由でできることがいろいろ増えており、特に4ページ目左側の一番下のところを前回議論したわけですが、今後も順次拡大予定ということで、給与所得の源泉徴収票までマイナ

ポータルに入るということを前回議論しました。

そのときも意見を申し述べたのですけれども、8ページ目のところで、マイナポータルを経由したデジタルによる納税申告を広げていこうということで、それは当然だし、重要性は分かるのですけれども、もう少し冷めて見れば、それはこれから当たり前になっていくことで、8ページ目みたいに、自宅から何かするのと、デジタルでやるのとか、税務署に来る人がいかに少なくなるか、考えるとそれはある意味当然で、納税者にとって大切なのは、税務署に行けば確定申告コーナーというか、パソコンがあって、そこでアシストしてくれれば、重要なことは、マイナポータルを使ったことがこれだけできるようになる、決してデジタルデバインドというか、自宅でできないから何とかお助けする、それはいいのですけれども、そうでなく、気楽に税務署に来ていただいて、そこでパソコンをアシストして開いていただくと、もうできているわけですから、そこでできますよと。むしろ、国民に発するメッセージとしては、これからマイナポータルを通じた確定申告はこんなに便利になりますと。パソコンにせよ、スマホにせよ、デジタルで御支障がある方は遠慮なく税務署に来てくださいと。そうすれば、その場で立ちどころにできますよというところで、デジタルの敷居をできるだけ低くする。

というのは、実は何年か前に税調の仕事で韓国に行ったことがあるのですけれども、そういう雰囲気なのです。パソコンが並んでいて、来ていただければやってくれる。だから、デジタル環境を整えることは当然だし、やればいい。だけど、国民に訴えることは、税務署に行かないことに価値がある、それはだんだん当たり前になってきて、そうでない人はむしろぜひ来てください、その場でできますよ、そういうメッセージだと思うのですね。

だから、今のプロセスというのは、デバインドをしないのだといった訴えかけの方が、むしろここまで来ればより重要なことだという気がしました。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

山縣課長、お願いします。

○山縣国税庁個人課税課長

貴重な御意見、ありがとうございます。

おっしゃることもございまして、我々としましては、わざわざ税務署に来なくても申告できる環境を整えていくということでもございますけれども、税務署も確定申告期は混み合いますし、来ていただくと非常に長くお待ちいただくので、来ていただかなくても済むような環境をまず努めていく。

来ていただければ、今御説明したように、事情のある方にも丁寧に対応しますし、そこは的確なアドバイスをしながら、限られた職員でございますけれども、納税者サ

ービスについても丁寧な説明、分かりやすい説明、それから時間をかけないということ
とで努力しております。

○岡村座長

それでは、渕先生、お願いします。

○渕教授

国税庁と税理士会で申告や税の知識が足りない納税者をサポートするという
こと、あるいは障害がある方に対するサポートを進めていらっしゃることは大変よろしい
と思いました。

他方で、以前、私もアメリカで納税者の権利に関する学会に出席したことがあって、
そのときに外国で話題になっていたのは、自国のメインの言語をしゃべらない、ちゃ
んと理解できない人への対応ということだったと思います。

日本でも、もしかしたら2つ目のテーマとも関係するかもしれないのですが、今後、
日本語が必ずしも十分ではないけれども、日本でその国の人たちを相手にビジネスを
やっているようなタイプの人が増えてくると思います。だから、今すぐということ
ではないかもしれないですが、今後そういう対応も必要かなと感じました。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

山縣課長、お願いいたします。

○山縣国税庁個人課税課長

御指摘いただきありがとうございます。

確かに、外国人の方は言葉の壁がございまして。あと、いろいろな言語がござい
ますので、全ての言語に対応できるのは難しいですが、職員の中でも中国語や英語が
堪能な職員がございまして、そういう方を駆使して丁寧な対応に努めているところで
ございまして。また、テクノロジーの発達で、スクリーンに瞬時に翻訳できるような
機械もございまして、そういうものも使って、将来的には外国人に対する納税者サー
ビスも向上できるような施策も視野に入れて取り組んでいるところでございまして。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

御説明ありがとうございました。

e-Taxの状況については、本会議の方でも資料が出ていたと思うのですね。私は
すぐ興味があるのですけれども、全体にe-Taxがこれほど普及したとか、今、86
パーセントが確定申告会場に来場しないということよりも、実際にどうしたらいい
のかということをもう少し深掘りしたほうがいいのかというのとは田中特別委員
と同じ考え

です。

これを見ると、確かに御自身で申告されている人は442万人と増えており、これは大変意義があると思うのですが、全体の20パーセントにも満たないのです。その他に、税理士に頼んでいる人、会場で申告している人と3層あると思うのですが、税理士に頼んでいる人はほとんど横ばいのような気がするのです。それから、会場で申告している人は減っているということで、今後どうするのかなど。

田近特別委員がおっしゃるとおり、もっと会場でもできるような対応を講じないと、税理士にも頼めない、自分でもできない人は拾えなくなるのかなと思います。その辺のことを、何パーセント達成したということではなくて、現状分析をしっかりした方が戦略が立てやすいのかなと思いました。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

山縣課長、お願いいたします。

○山縣国税庁個人課税課長

国税庁の将来像において、各官庁と連携してマイナポータルで各納税者に仮の申告書を送って、これでよければこのボタンを押してくださいということで、一発で申告できることを目指すということが書かれてございます。これを見据えて、今、マイナポータルで順次広げていっているところでございます。それが実現できれば、納税者のところに暫定的な申告書がやってきて、これでよければボタン一つで申告できるような世界を目指してやっております。

ただし、おっしゃっていただいたように、デジタルデバインドといいますか、スマホも持っていないような方については会場に来ていただいて支援するという世界も残る可能性もあるのかなと思います。

繰り返しになるのですが、来ていただいた方につきましては丁寧に対応しているところでございます。デジタルに明るくない方に冷たくするようなことは全く考えておらず、丁寧な対応をしていきます。

それから、会場に来ている方が減っているのは、来ていただいてスマホで体験していただくと、非常に簡単になっていますので、高齢者の方もスマホを持っている方が結構多く、高齢者だからスマホができないというわけではなくて、スマホで簡単にできる機能もどんどん改良していきまして、来ていただく方の約半分が翌年は自宅からしていただいて、会場に来てくる方が減っているということもございます。そういう努力をしていくということかなと思っております。

○岡村座長

ありがとうございます。

松汐企画官、お願いいたします。

○松汐税制第一課企画官

先ほど田近特別委員から御指摘がありましたとおり、将来的には、税務署は確定申告でサポートが必要な人がサポートを受けられるような場所になっていくべきなのだろうと思います。ただ、足元では確定申告件数が2,100万件ありまして、まだ確定申告会場にいらっしゃる方はかなり多くいらっしやいまして、そういったサポートが必要な方に対して十分なサポートができるような環境でないというところもあります。

昨年、e-TaxのID・パスワードを緩和したりしているところでございます。先ほど田中特別委員から御発言がありましたように、e-Taxでの申告でない方も結構いらっしやいますが、そういった方は国税庁のホームページでプリントアウトして郵送されているというところもありますので、それは紙書面とはいえ、確定申告会場にはいらっしやらない形になっているのかなと思います。それを当然デジタル化していく必要がある一方で、前回の専門家会合でお話をさせていただいたような、e-Taxに入る手続もそうですけれども、申告書を作成する手続もかなり短縮化していくことによって、垣根を低くして、デジタルでできる人を増やしていく。デジタルでやるに当たっても、その時間をできるだけ短くしていく。

本来能力があっても確定申告会場に来られる方はいらっしやるとは思いますけれども、そういった方も確定申告会場にいらっしやる時間をできるだけ短くすることによって、サポートが必要な方に十分な配慮ができるような形にしていくというのを我々は示していきたいと思っておりますけれども、足元では確定申告会場にいらっしやる事業者の皆さまや還付申告の方が多くいらっしやいますので、そこは経過的な状況だと思いますけれども、田近特別委員の御指摘のとおり、将来的な形としてはそういったことを実現しながら、税務署においては、そういったサポートが必要な方はぜひ来ていただいて、サポートをしながら申告義務を果たしていただくという形にしていきたいと考えております。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、梶川特別委員、お願いいたします。

○梶川特別委員

御丁寧な御説明、ありがとうございました。

私の質問は、冒頭に佐藤先生がおっしゃった8ページ目の表のところ、この中で手書きで申告書を出されている方はどのくらいおられるのか。

というのは、単純な話、PCを使って打ち出したものを郵送してくるという背景には、比較的そういうものを使われているのだろうなということがありますが、むしろ一番は手書きの方をまずどうするか。

ただ、その話は一般社会のデジタル教育みたいなものもターゲットングしなければ

いけないところもあって、必ずしも国税の話だけではないかもしれないので、その辺の実態をお聞きしたいということです。

もちろん、税に対する知識はすごくあるのだけれども手書きという方も当然おられると思うのですが、手書きで提出される方はどのくらいおられるのかというのが質問です。

○岡村座長

山縣課長、分かる範囲でお願いいたします。

○山縣国税庁個人課税課長

全体像を申し上げますと、全体2,200万人のうち約6割の方は電子的にやっています。それはスマホなのか、パソコンなのか、税理士なのかというのはございますが、電子が6割です。あとの4割は書面なのですが、そのうちの半分は手書きでございます。半分はホームページで作成して、それを印刷したものです。

○梶川特別委員

そうすると、全体の20パーセントぐらいが手書きということで理解させていただきます。

○岡村座長

松汐企画官、お願いします。

○松汐税制第一課企画官

国税庁のカウント上の手書きというのは、国税庁のホームページから申告書を打ち出していない人ということになっていきますので、実を言うと会計ソフトを使って申告書を作成するような事業者は、手書き扱いになっております。なので、そういう人たちでもパソコンを使われていらっしゃる方は結構いらっしゃる。

肌感覚で昔よりもかなり減ってはいると思いますけれども、確かにプレプリントの申告書をお送りして、それを使われているような方が、特に不動産所得者に多くいらっしゃると思いますけれども、確かにいらっしゃいますし、税務署に申告書を取りに来られる方がそれなりにいらっしゃるわけですが、先ほどの2割の中でもかなりの方は会計ソフトを使われているのではないかと思います。

○梶川特別委員

実態ごとでターゲットイングする、改善するテーマが違うかなという気がしたものですから。

もう一つ、テーマは違うのですけれども、税務申告に対する支援のところで、税調でも働き方のお話などがあり、これは税理士法との関係もあると思うのですが、今、フリーランサーの方がものすごく手軽に、データを送ると申告書まで非常に簡便に作ってくれるようなネット上だけの支援をしているような業者がどうもおられるようなのをお聞きしたことがあるのですけれども、この辺のお話というのは、先ほどの御説明のそれこそ税理士会としては、税理士の方が行われる税務申告書ないしはという独

占的業務に対して、そういう支援業者を今後どう扱っていかれるかということについて、むしろ対策と言うべきなのか、ないしは奨励というべきなのか、その辺、何かお考えがありますかという質問です。

○岡村座長

松汐企画官、お願いします。

○松汐税制第一課企画官

私もどういった方がやられているかというのは詳しくは把握していませんけれども、税理士の資格がない状態でどの程度のサポートをしているか、いわゆる計表をただ提供しているみたいなものであればそういった形にならないのかもしれませんが、話を聞きながらというか、質問に対して答えながら申告書を作成するのをサポートしてあげるとなると税理士法に抵触する場合もあると思います。そこに関しては情報収集しながら、ニセ税理士行為みたいな形で調査等を行うことになるのではないかと思います。

○梶川特別委員

若い方から、そういう形でスマホ上で支援をしてくれるという話を聞いたものから。注意書きみたいなものはあるみたいですが、実態をどこかでまた把握される機会がございましたら、税理士の先生方も気になっていることがあるかもしれませんので、御質問させていただきました。

○岡村座長

ありがとうございました。

他に特にございませんようでしたら、後半に進みたいと思います。ありがとうございました。

次に、資料実9-3「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」について、国税庁課税総括課の門脇企画官、御説明をよろしく願いいたします。

○門脇国税庁課税総括課企画官

ただいま御紹介にあずかりました国税庁の門脇と申します。

私からは、「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」ということで、私たちの組織が直面しているいろいろな課題がございますが、そのうち主に税務調査の場面で、公平性の観点から疑問なしとは言えないのではないかと考えられるものを中心に御紹介させていただきたいと考えております。

資料の2ページ目は目次です。

前半は、自発的に納税義務を履行していただくための取組の全体像について御紹介し、後半は、こうした取組を行っても、なお適正な課税が実現し難く、ひいては税に対する公平感に悪影響が生じかねない課題に直面しているといったことを、具体的事例をベースとして説明させていただきます。

4ページ目にお進みください。

まず、前半部分のイントロですが、納税環境整備に関する基本スタンスについて、令和元年の政府税調でお示しいただいているところを引用させていただいております。そのうち、本日のお話と密接に関係すると考えられる箇所について赤いフォントでハイライトしてございます。その概略をざっとなぞらせていただきますと、課税逃れの未然防止などのためには、課税関係の判断に必要な情報を提供するなどしまして自主的な開示を促すとともに、予見可能性を高めることがまず必要であろうと。その上で、税務調査は、必要性の高い分野や悪質な事案に重点化する。こうした絵姿を目指して制度整備を図るべきといった方針をお示しいただいております。

国税庁におきましても、お示しいただいた方針を踏まえて各種施策に取り組んでおります。

その我々の取組の方針を図示化したものが5ページ目になります。まず上段、納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組を行います。具体的には、取組例に書かせていただきましたように、申告において御留意いただきたい事項などを広く周知するという取組や、計算誤りなどがあると考えられる場合や無申告が想定される場合には、自主的な見直しや提出を呼びかける取組を実施するといったことをやってございます。

その上で、下段に進みますが、不正に税負担を逃れようとする場合には、厳正な調査を行うなどの対応を取る。こうした考え方の下、各種取組を進めております。

6ページ目です。

今御紹介した取組の全体像について、上段で、自発的な納税義務の履行を確保するための情報提供等の具体例を幾つか御紹介させていただいております。下段の左側は、申告に当たって御留意いただきたい事柄を周知するといった取組の一例でございます。所得税の確定申告の際に頭の片隅に置いておいていただきたい事柄をホームページに掲載しているもののサンプルになります。

右側は単なる情報提供だけでは解決し難い課題もあると思いますので、例えば、暗号資産の計算書ということで、計算が容易にできるようなフォームといったツールも提供しているという具体例になります。

7ページ目にお進みください。

今申し上げたような取組を行うに当たり、我々単独ではなく、業界団体の方々などのコラボも可能な範囲で取り組んでいるといった事例でございます。左側はシェアリングエコノミー協会の確定申告セミナーの例をここに引き出してありますが、そうしたところに講師を派遣するといった取組も進めておりますし、右側は、ホームページに各種のリンクを設定して、必要な情報へのウェブでのアクセシビリティを容易にするといった工夫も取り組んでございます。

ここまでは主に所得税の確定申告に向けたものを中心に取り上げましたが、8ページ目にお進みください。

8 ページ目には、その他の税目も含めまして、場面に応じて必要と考えられる取組の例を列挙してございますが、今日は詳細な説明は割愛させていただきたいと思えます。

9 ページ目では、計算誤りなどがあると考えられる場合、あるいは無申告が想定される場合に、まずは調査ということよりも自主的な見直しや御提出を呼びかける取組の具体例を御紹介させていただいております。こちらでも所得税だけではなく、複数の税にまたがった例を列挙させていただいておりますが、詳細については説明を割愛させていただきたいと思えます。

自主的な適正申告をお願いするといった趣旨での取組については、以上申し上げたとおりになります。こうした取組をもってしてもなお適正申告を行っていただけないというケースはやはり現実には存在します。そうしたケースに対しまして、さきに述べましたように税務調査を実施しておりますが、その結果をマクロ的にまとめたものが10ページ目でございます。

こちらは、令和2事務年度ということで、令和2年から令和3年にかけての1年間の調査の件数をまとめたものでございます。

なお、紙面の都合上、税目は所得税、法人税、消費税に限って提示させていただいております。

この表で注目いただきたい箇所としましては②です。①のうち非違があった件数の内書きです。要修正割合というところがございます。それから、③です。①のうち不正計算があった件数のうちの内書き、重加算税割合というところがございます。前者の要修正割合は、①の調査した件数のうち、単純な申告漏れ、無申告が判明した件数が占める割合でございます。対して後者の重加算税割合は、①の調査件数のうち、情報の改ざん・隠蔽など、いわゆる不正計算が把握された件数の割合を示させていただいております。

この結果を一見しますと、調査すべきところにおおむね的確に当たっており、それなりの結果も出ているのではないかと全体的には言えるのかなと感じますが、個々のケースをつぶさに見ていきますと、公平性という切り口から看過し難い問題に突き当たっているのではないかというものもございまして、そうした事例を12ページ目以降で数例御紹介させていただきます。

13ページ目の事例1は、調査のための接触を一切拒否されてしまった事案でございます。結果としましては、暗号資産などの取引の全容をつかみかねたという問題点をはらんでいる事案です。

概要をなぞらせていただきますと、このケースでは暗号資産の取引を行っていると考えられたものの、税務署に対して申告がなされていなかったため、調査に踏み切ったというものです。調査を行う場合には、電話や書面であらかじめコンタクトを取るのが通例ですが、このケースではそうしたコンタクトを取ろうとしても、1年以上に

わたってこうした接触を一切無視されたケースになります。

やむを得ず取引先の事業者などに反面調査を行った結果、国内の市場における暗号資産の取引の内容は解明できたと自認しておりますが、他方で、海外の市場におきましても暗号資産の取引を行っていることをうかがわせる情報を得ておりました。ただ、具体的な海外の相手先や取引所がどこなのかが判明せず、海外の市場における取引については全容解明ができなかったという結果になりました。つまり、結果としまして、中途半端な課税処分を行わざるを得なかったというものでございます。

以上が事案の概略です。

ここで申し上げたかったことは、問題点等としてまとめてありますのでそちらをご覧ください。こうしたケースのように、納税者御本人が調査に一切協力されないような場合には、一部は反面調査で実態解明を行うことは可能でございます。ただ、それにはかなりの事務量を要しますし、また本件で触れましたように、どこの誰と取引をしているのかといった取引の端緒すらつかめず、反面調査しようもないまま解明不能なものも残さざるを得ないという可能性もございます。

さらに、こうした対応をされる方は、穿った見方かもしれませんが、情報の改ざん、書面の改ざんも行っているのではないかというリスクもございます。そうした仮装隠蔽が疑われた場合には、その解明も難しくなり、本来であれば重加算税の対象となるような行為につきましても、その適用について検討すらできない可能性もございます。

本件のようなケースにおきましては、調査に真摯に御協力いただいている納税者の方々との間で、公平性の観点から問題なしとはなかなか言い難いのではないかと考えられるものでございました。

14ページ目の事例2にお進みいただければと思います。

こちらは、一旦は納税者に税務調査の場面でコンタクトは取れたのですが、その後、接触を拒否され、結果としまして、その後納税者が所在不明になってしまったという事例でございます。

概要ですが、このケースでは、納税者の方は海外の企業を含めて複数の企業から役員報酬や配当を受けておりました。ただ、税務署には無申告の状態でありましたので、調査を行おうとコンタクトを取りましたところ、調査の初動段階では対応していただいた、対面でお話も聞かせていただいたということもございましたが、途中から電話でコンタクトを取っても着信拒否、その後、何回もコンタクトを試みましたが、御本人の所在も不明になりました。

ちなみに、私どもの組織では、調査の場面で他の行政機関から様々な情報を入手しておりますが、そういうチャンネルで入手した情報を踏まえますと、本件においては、どうやら納税者は海外に出国したのではないかと考えられるような事案でございました。

そういった事情もございましたが、本件では、租税条約上の情報交換といったツー

ルも含めて地道に反面調査を行い、最終的には更正処分を行うことができましたが、実態解明を反面調査に頼らざるを得なくなったという事案でございます。

問題点等のところでも触れておりますように、こうした反面調査にはかなりの事務量を要し、また、仮装隠蔽が疑われる場合にはその解明が難しいという先ほどと同様の課題があるのではないかと考えられます。いずれにしましても、こうした点において、先ほどのケースと同様、公平性の観点から問題なしとは言い難いのではないかと考えられるものでございます。

15ページ目は事例3です。こちらは、調査には応じていただいたものの、資料の提示・提出を拒否され、実態解明に通常では考えられないような遅延、時間のロスが生じた事例になります。

概略ですが、調査におきましては、帳簿書類だけではなく、その他の記録、場合によっては設備や備品などの現物も確認させていただく必要が常々生じますが、そのために我々の調査では事業所にお伺いする方式、これを臨場と呼んでおりますが、こうした臨場のスタイルを取ることが多々ございます。

こちらのケースでは、こちらから事業所の方にお伺いしようとしたところ、合理的な理由も示されないまま拒否されてしまいました。そうであれば書類をお借りできませんかということで、借用のお願いとか、電子データもお持ちの納税者の方がかなり多くございますので、データの提供をお願いいたしました。これらについても御協力がなかなか得られませんでした。

長い時間をかけて折衝しまして、何とか事業所の方に伺うことはできたのですが、いざ伺ってみますと、資料の用意ができないということで、かなり時間のロスが生じてしまった事案でございます。

さらに付言させていただきますと、本件では、独立した公正な立場で税務代理の業務を行うことが期待されている税理士、この会社の顧問税理士も納税者と同様に消極的な対応に終始しており、税務署としては困り果てた状況に陥った事案でございます。

こちらの事案も、結果としましては、かなりの業務量をかけて地道に反面調査を行ったところ、架空経費の計上が判明したのですが、問題点等のところでも触れておりますように、実態解明を反面調査に頼らざるを得なくなると、かなりの事務量を要するという非効率性が顕在化しますし、仮装隠蔽が疑われる場合にはその解明すら難しいという課題に直面するという事案でございます。

16ページ目の事例4に進ませていただきます。

事例4は、以上の3例とは少し毛色が異なる事案です。概略ですが、こちらは申告の後に仮装隠蔽が行われた事例になります。経緯をつぶさに申し上げますと、この納税者は一旦法人税の申告書は提出していただいております。ただ、その後、外注費の計上漏れがあったことを理由として、税金を過大に払い過ぎているので、それを減額してくださいという請求、これを更正の請求と申しますが、更正の請求が提出され

て、それに基づいて還付金をお支払いしたといった経緯がございました。

ちなみに、更正の請求が提出された場合には、一般論になりますが、一旦その内容を税務署の方で調査させていただくことになりますが、その調査の深度は事案によって区々になっております。もちろん更正の請求の理由がかなり疑わしい場合には実地の調査に踏み切ったり、場合によっては反面調査も絡めさせていただいたりするケースもございます。ただ、このケースでは、更正の請求時に外注費に係る請求書や領収書の写しが添付されておりましたので、確認の深度もおのずと浅くなってしまったのではないかと考えられる事案でございました。

ただ、その後、別の角度からこの納税者に税務調査を行ったところ、更正の請求のときにお示しいただいた請求書や領収書が巧妙に偽造されたものであることが判明し、外注費が架空のものであることが判明した次第でございます。

領収書や請求書の偽造などは、先ほどから何回か申し上げております重加算税の賦課のきっかけになる仮装隠蔽行為の典型的なものでございますが、仮装隠蔽に基づく重加算税は、問題点等のところで触れておりますとおり、仮装隠蔽に基づいて納税申告書を提出していたときに賦課されるという枠組みを前提としてございます。本件のように、申告ではない更正の請求に当たって仮装隠蔽がなされても、重加算税の対象とはならず、通常の過少申告加算税のみが賦課されるにとどまるというシナリオになります。

こうしたことは、敷衍しますと、更正の請求の場面のみには顕在化するわけではなく、例えば、適当な所得額や税額を当初申告して、申告の後につじつまを合わせるように仮装隠蔽の行為を働いていた場合にも同様ではないかと考えられます。

本件が、どうせられても過少申告加算税のみの適用だという確信の下になされたのかどうかということは定かではございませんが、問題点等のところで若干触れさせていただきましたが、処理の公平性やバランスの観点から、執行当局としましてやや説明に窮するような状況が生じると言える事案かと考えております。

続きまして、17ページ目は事例5です。こちらは、高額な所得を得ていながら無申告であったケースになります。概略ですが、この納税者はスマホを使って先物取引を行い多額の利益を得ておりましたが、申告はしていただいております。これまで御紹介したような事例とは異なり、税務調査の場面での御協力はいただきまして円滑に進みましたが、他方で、本件のように高額な所得を得ている場合には、一般の納税者の感覚からすれば、申告の義務を認識していなかったとは考えにくいということが通常かなと感じております。

問題点等として触れさせていただいておりますが、申告時における仮装隠蔽行為や、意図的に申告をしないといった意思を外部からもうかがい得る行動といった外形的事実を把握できなければ重加算税の対象とはならないというのが現行制度の枠組みになります。すなわち、積極的な行為が把握されなかったがゆえに、高額な無申告であっ

でも通常の無申告加算税の対象にとどまるといった点で、公平性の観点から疑問を抱く方もいらっしゃるのではないかと感じられる事案でございます。

続きまして、18ページ目は事例6になります。こちらは、長年にわたって無申告となっていた事例でございます。概要ですが、こちらの方は知人から飲食店の営業を引き継いだ個人事業主の方になります。開業して5年間で約4億円以上の売上があり、それなりの所得も生じていたのですが、税務署に対しては申告せず、無申告のままであったので、調査に踏み切らせていただきました。その結果分かったこととしましては、帳簿は適切に作成されていたが、多忙であることを理由に無申告のままであったということであったようです。

最終的には、調査の結果、きちんと期限後の申告を出していただいたところですが、こうした長年にわたりまして継続的に無申告となっているケースにつきましても、事例5と同様ですが、一般の納税者の感覚からすれば、申告義務を認識していなかったとは到底考えにくいであろうと思われまます。

問題点等のところでも触れておりますように、申告時における仮装隠蔽行為や意図的に申告しないことを外部からもうかがい得る行動といった外形的な事実が把握できなければ重加算税賦課の対象にはならないというのが現行の枠組みで、通常の無申告加算税の対象となり、これにつきましても事例5と同様、公平性の観点から疑問を抱かれる方もいらっしゃるのではないかと考えられます。

以上、執行当局が直面している課題について、事例をベースに幾つか御紹介させていただきます。

私からの説明は以上になります。

○岡村座長

門脇企画官、ありがとうございます。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。御質問等がある場合は、会場にいらっしゃる方も含め、「挙手」ボタンを押してください。私から指名させていただきますので、指名された方は、会場にいらっしゃる方を除いて「ミュート」ボタンを解除して御発言ください。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤教授

門脇企画官、詳細な御説明をどうもありがとうございました。

質問を一点と私の意見を申し上げます。

質問は、資料の10ページ目の件数について、令和2事務年度ということですから令和2年7月1日から令和3年6月30日までの期間で、これはコロナの関係で①の実地調査件数が低めに出ているという理解をしてよろしいのでしょうか。私のイメージでは、コロナ禍で実施調査件数は通常より大きく減っていると考えておりましたので、御教示いただければと思います。

意見は、事例1～6についての考え方です。事例1～3については、情報を出してこないというパターンのものでありまして、制裁という観点から言うと、税額ベースの加算税の枠組みでは現状では対応ができないパターンとなります。したがって、新しい租税制裁を考案する必要があり、やや中期的な話になりそうです。

同じように、やや長いタイムスパンにはなりますが、このタイプのものは実体法側で精度の低い制裁的推計課税を打って納税者の側に争わせるというパターンを考える必要がある。つまり、推計課税は実額課税へ近づくものだという考え方をそろそろやめる制度が必要であろうと考えております。

それから、事例4でお示しくくださったものですが、確かに加算税は申告納税制度を支えると言われますけれども、不納付加算税があり、それに重加算税も課されるということを見ると、租税秩序を守るために、このタイプの行動を対象にした重加算税を設けることは十分にあり得ることだと思います。

ただ、最後に付言していただきましたように、更正の請求の不正受還付だけであれば簡単ですが、そうではなく、申告をした後、全般の行動を対象にしようとする、その範囲等について検討を要する事項があるかと思えます。その意味では、若干先の実現になるかと思えます。

事例の3と4で、不正な書証等がある、特に精巧に作られた不正書類がある場合は、第三者が対価を得て虚偽書類の作成などに関与するパターンが十分疑われるわけで、いわゆるB勘屋と呼ばれているような者であります。事例1～3について、税額ベースではない、新しい租税制裁が必要であると申しましたが、そういう租税制裁を考案する際には、このような加担する第三者も対象とすべきであると考えます。

また、新しいタイプの租税制裁というのは、国税庁の組織で運用できることが絶対的に必要であると考えます。調査拒否等については、罰則があるにもかかわらず、実際には有効な対応になっていないということを見ると、国税庁によって運用できる制裁が必要だと考えております。

事例の5と6につきましては、このような高額は無申告あるいは連年の無申告については、重加算税に至らない場合であっても無申告加算税の税率を加重する、それから重加算税の対象になる場合も、なお高額であるないしは連年であるということを経験したさらなる割増を考慮するということをし、かつ、それを周知徹底して納税者に理解していただくという方向性を取るべきだと考えます。

このタイプのものについては、法制化することについて大きな障害はないと考えますので、できるだけ早い対応をお願いできればと考えております。

以上、質問が一点と意見であります。

○岡村座長

それでは、門脇企画官、お願いいたします。

○門脇国税庁課税総括課企画官

御質問と御意見をいただきありがとうございます。

私からは、冒頭いただきました10ページ目に絡む御質問について回答させていただきます。

御指摘のとおり、令和2事務年度と申しますのは令和2年7月から令和3年6月という期間を区切って設定しており、まさにコロナ感染拡大防止のための対応が取られていた時期と重複しております。

コロナがなかりせばというところと比較すればという切り口で申し上げさせていただきますと、コロナがなかったときの数字的なトレンドとして、年によって波はございますが、大体これの3倍から4倍の件数をイメージしていただければ、当たらずも遠からずというところがございます。

他方で、実地調査件数は今申し上げたとおりなのですが、一番右の④簡易な接触件数は、書面あるいは電話などリモートでやり取りしているもの、コロナ以前からやっている取組でございますが、こちらはリモートですので、さほど件数に大きな変動はなかったというトレンドがございます。

以上です。

○岡村座長

それでは、淵先生、お願いします。

○淵教授

私は、アメリカの行政法も勉強しており、アメリカを典型に国家目的の実現に当たり行政機関が取得すべき情報の範囲が広がってきていて、それについてアメリカでは裁判所が関与することもあるのですけれども、基本的に行政機関の判断が尊重される傾向があるということをお学ばしております。

日本は、申告納税制度になっております。こちらにおいては、納税義務者が自らの納税義務について一種の行政庁の立場で調査し、税額の決定までを行うという仕組みになっております。

ここで、たまたま同一の法人格をまとっていますけれども、申告義務者としての立場は、経済活動を行い、租税債務を負担し、納付する主体という立場、納税義務者としての立場とは理論的には区別される、言ってみれば公的な度合いがより強いものであると言えるのではないかと思います。

日本の租税制度においては、納税義務者の担税力を的確に反映する指標であると考えられる所得の額、資産の評価額、消費の額等を基準として租税を課すというような租税が多く存在しますが、こういったものについては、例えば金銭の支払いの額に一定の率で租税を課すようなものと比べて、人々の経済活動の実態に関する情報が必要になります。申告納税制度の下においても、確定された税額が正しいかを確認するために、租税行政機関がこれらの情報にアクセスできることが不可欠であると考えております。

さらに、納税義務者以外の第三者的な情報申告義務者、及び人々の納税義務を正確に確定するために必要な情報を有している者にも、これらの情報がなければ税額が正しいか確認することができないため、公的な見地から情報を提供する負担が課されていると考えるべきだと考えております。

それでは、日本の仕組みがどうなっているかということですが、実際には、先ほど述べた納税義務と区別される税額の申告義務、それから、情報の申告義務を故意に履行しない者が存在していると思われまます。そして、今回資料で示された事例1～6を拝見すると、これらの者に対する行政上の義務履行確保のための仕組みが十分に機能していないのではないかと考えております。

佐藤先生もおっしゃったように、納税義務と情報申告義務や申告義務というのは一応別の義務であって、納税義務に連動させることが適切かという根本的な問題はあるのですけれども、差し当たり現状の制度の下では、納税義務者が申告義務を負っている局面については、税額を基準としつつ、行為の悪質性を勘案して加重される加算税の仕組みを利用するのが望ましいのではないかと考えております。

すなわち、既に加算税が課されている類型と同程度の悪質性を伴う申告義務の不履行について加算税を創設する。また、既存の重加算税と過少申告加算税、無申告加算税との隙間を埋めるようなイメージで、後者の加算税率の累進の度合いを高めるといふことがあり得ると思えます。

それから、納税義務者ではなく情報申告義務を負っている者については加算税制度が適用できないということになりますので、それ以外の義務履行の確保の仕組みを考えていく必要があると考えております。もちろん、その際の制度設計においては、各国の状況を鑑みて、情報申告義務の存否について義務者がどこかの段階で争う実質的な機会を保障する必要があると思っております。

説明をいただいたもののうち事例1、2は、調査に応答する義務があるにもかかわらず、それに応じない納税者の事例でございます。これらの者は、納税義務以前の問題としての申告義務及びそれに関連する調査受忍義務を果たしていないと言えます。これらの者に対しては、そもそも課税処分自体ができないという事例1のような場合があり、対応が難しいわけですが、何とかして課税処分を行い、それに加算税を賦課するという方向で差し当たり考えるべきなのではないかと思えます。

それから、事例3、4ですけれども、これは性質が違うものが一緒になっていますが、納税者が一旦申告を行った模様であるが、その後、調査に協力しない、あるいは虚偽の資料を利用して還付を受ける等の不正を行っているというものでございます。これらは、適正な申告をする意欲がうかがわれない事例ということで、従来の重加算税等で対応できないのではないかとと思えますが、何らかの新しいカテゴリーの加算税を設ける必要があるかもしれないと思えます。

事例5、6では、高額又は繰り返しの無申告に対する義務履行確保の仕組みが不足

していることがうかがわれるように思います。無申告加算税というものをより適切なものへと整備していく必要があるのではないかと思います。

佐藤先生と基本的に同じような方向性で以上のように考えております。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、土居委員、お願いいたします。

○土居委員

御説明、どうもありがとうございました。

まず、一点意見と二点質問がございます。

意見は、資料9-3の6ページ目で御紹介いただいた取組施策は非常に重要なことだと思いますし、むしろこれをさらに民間の方々に御協力いただきながら、国税庁のホームページだけでなく、当該納税義務が発生するであろう方々が、直接義務が発生する機会に目に触れるような形でそういう留意をお願いするというのを積極的にしていただくことが大事なのではないか。例えば、ネットオークションのサイトやフリーマーケットアプリの中でそういう表示が出るようにしていただくとか、さらには、9ページ目にもありますけれども、生命保険一時金の受け取るタイミングでの注意喚起も重要で、既になさっておられる部分もあるのかもしれませんが、これからもさらにそういう機会を捉えて注意喚起していただくことは大事かと思えます。

ついでに、8ページ目の「予見可能性の向上」の中で、納税者の取引に係る税務上の取扱いに関する照会に対して当局の見解を事前に回答するという仕組みは今後もますます積極的に取り入れていただくことを通じて、事後的な申告における様々なトラブルを防ぐことができるのではないかと思います。

それから、二点質問ですけれども、今日、事例1～6を御紹介いただいて、これは私としても看過できないものだと思います。その上で、この専門家会合で昨年11月に既に、記帳水準の向上・適正申告を図るためという文脈ではありましたが、特に悪質な納税者への対応ということで、これまでの議論の整理を岡村座長から総会にも御報告いただいた中で、特に悪質な納税者への対応というところは、検討ということではあるのですけれども、既に今回とは違う事例をこの専門家会合で御紹介いただき、それにまつわる意見として総会にも報告いただいたと記憶しております。

その後、もし令和4年度税制改正大綱とか何かで、特に悪質な納税者への対応について何らかの法改正などが行われていることがもしあれば、その点についてお伺いをしたいと思います。

二点目は、佐藤先生、湊先生もおっしゃったような形で、事例1～6にまつわる部分で今後様々な法令の改正を通じて懲罰の強化を図っていただく必要があると私は思っているのですけれども、今のところ国税庁として、こういう方向で懲罰の強化を考

えるというお考えなり、アイデアなりがおありならお伺いしたいと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、松汐企画官、お願いします。

○松汐税制第一課企画官

昨年も悪質な事例ということで国税庁から事例を御説明いただき、それを受けまして、全部の事例に適用できるわけではないので部分的ではございますが、施策としては2つ改正に取り組みさせていただきました。

一点目は、調査実施後に簿外経費を主張した場合の取扱いということで、証拠書類を提出していただくとか、特に一番大きいところだと、通常の反面調査をしても連絡が取れないようであれば、損金性を認めないという措置を講じさせていただきました。

それで、たしか事後的に1,000枚の領収書を出して、それを確認するのに1,000人／日かかったというのがあったと思いますけれども、そういった過大な事務量でそれができないということを確認することがないようにさせていただきました。

二点目は、記帳水準の向上の観点と大きく絡むところでございますけれども、帳簿をつけていない、十分つけていない、提示されないという場合に加算税の加重措置を講じさせていただきました。とはいえ、記帳されない方にもいろいろな方がいらっしゃるの、ざっくり言いますと、今般規定させていただいたものにつきまして、当初の申告の売上金額から1.5倍になるところから発動が始まるというものです。売上金額の1.5倍ですので、2分の1以上が漏れているというのはさすがに看過し難く、うっかりとは言い難いというところで加算税の加重措置を段階的に講じる措置を講じさせていただきました。

後段の方で、この事例を受けてどういった措置が考えられるかというのは、先ほど佐藤先生、渕先生からも御意見をいただきましたけれども、現行の加算税について少し手直しをすれば対応できるもの、ないしは現行の措置ではなかなか難しいもの、でも、加算税の枠内であるだろうもの、現行の加算税とは違うカテゴリーを設けていかなければいけないものというのがあるかと思っておりますので、そこにつきましては今後しっかり検討していきながら、分かりやすい事例はいいのですけれども、どこら辺でというのがあるかと思っておりますので、そこは含めて検討していきたいと考えているところでございます。

○岡村座長

門協企画官、お願いします。

○門協国税庁課税総括課企画官

国税庁は執行を担う立場として、ああいうのがいいとかこういうのがいいというの

はなかなか言い難い立場でございますが、本日御紹介させていただいた事例は一端でございまして、いろいろバラエティー性は今後掘り起こしていくと認められるのではないかとこのころがでございます。そういったところも踏まえまして、制度当局とよくよく相談しながら話を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、中里会長、お願いいたします。

○中里会長

松汐企画官のから納税者利便の向上についての御説明があって、税理士会からも御努力についての御説明があって、こういうことはぜひとも必要ですから頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。他方、門脇企画官の御説明の具体例を知ると、何とも深刻な気もいたしました。

そこで、所得税・法人税ではないのですが、同じ主税局税制第一課が所掌する事項として、一昨日の水曜日に相続税・贈与税の専門家会合がございまして、そこで、今日の事項と関連してくると思うのですが、贈与税の無申告についての対応も、どこまでできるかはともかくとして、意識の中に入れておいた方がいいのではないかと感じた次第でございます。

これは、税務署の現場の方々も、税理士の先生方も、贈与税の無申告が存在する場合に非常にお困りになっていらっしゃるのではないかとこのころがでございます。特に今日の事例ですと、海外関係を含めて、これは単なる印象論にすぎないのですが、税理士の先生方が対応に苦慮し、税務署の方々も苦慮なさっているような贈与税の様々なことがあり得るのではないかとこのころがでございますので、適正な情報入手の整備を、もちろん過度に煩瑣になり過ぎないようにするという考慮は必要かもしれませんが、適正な情報整備の必要性について、この専門家会合ともう一つの専門家会合と両方絡む話ですけれども、そんな気がいたします。

○岡村座長

中里会長、どうもありがとうございました。

本当に身につまされる話ではないかと思っております。

それでは、齋藤先生、お願いします。

○齋藤教授

私の方から、意見を一点と質問を一点お願いいたします。

意見といたしましては、いろいろな取引がグローバル化、デジタル化に伴って登場する、それに対して税務調査も対応を考えなければならないという場合に、加算税も含めた行政上の措置は、判例におきましても、納税義務違反を防止し、徴税の実を上げる行政上の措置だという位置付けがなされています。そうすると、先ほども御議論

がありましたように、調査に応ずる義務というのもそこをリンクしてくるので、やはり加算税や過料という行政上の措置はある程度柔軟に制度設計できるものだと考えます。もちろん、その場合は事前の適正手続、それから、涸先生が御指摘になったように事後の訴訟、それから違反との関係の比例原則は確保する必要があります。

その上で、事例の説明を伺い、また、今までの議論を伺ったところでは、現在の重加算税が申告時の積極的な仮装隠蔽というのを要件にしており、そこでの限界があるとなれば、そこ以外の類型を考えていくことにも十分合理性があると私も考えるところであります。不公正さ、あるいは不公平感が重いものについてそういう類型を考える必要があります。

その場合、基準について、申告時の申告すべき税額とそうでないもののギャップを捉えるという現在の仕組みに一定の限界があるとする、そこは一つの基準であって、申告時以外の違反についても、そこをベースに考えていくことはできます。

それから、第三者による不公正、不公平な行為については、加算税そのものはなかなか使い難い、転用し難いとなれば、佐藤先生、涸先生からの御指摘にありましたけれども、ここは加算税とは別の行政上の措置や行政上の制裁を制度設計していくという方向性は十分にあり得ると考えます。

少し長くなりましたが、質問が一点ございまして、今日の御説明の項目である公平感を大きく損なう行為、それから先ほど土居委員からありました昨年の答申等が出てくる、特に悪質というものを捉えますと、それはもう行政上の措置とか制裁の世界ではなくて刑罰ですね。これは、反道徳的、反社会性を捉える制裁だというのが判例ですけれども、お伺いしたいのは、現場の感覚としては、今日お挙げになったような事例はそこまでのものではなくて、重加算税なり、行政上の制裁の方を組み立て直していけば対応できるような事例であるという現場感覚なのか、それとも場合によっては、現在使われていないわけですが、税務調査も含めて罰則の方で対応しなければならないことでもあるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○岡村座長

松汐企画官からお願いします。

○松汐税制第一課企画官

最後の質問の部分をお答えさせていただきます。

齋藤先生の御指摘のとおり、罰則、いわゆる刑事罰も措置されておりますので、それを使っていくというのは当然我々としては考えていかなければいけないだろうと考えております。

他方、今までのいわゆる査察事件みたいなものであれば、仮装隠蔽の悪質性や脱税の規模の大きさが結構勘案されるところでございますが、今回国税庁からお示いただいた事例では、手続の中で応じたか、応じないかについて、今般の事例3のように、

納税者と一緒に税理士が臨場に対応するとき、協力はしているというところもあって、こういうところはなかなか難しいところがあるのだらうと思います。そこに対してどうということが考えられるかというのは、にわかに刑事罰の対象になるかどうかというのは難しいところがあるかと思っております。

そういったところにつきましては、刑事罰で端から端まで対応していくというのは難しいところもあらうと思いますので、そこについて、今の過少申告加算税と重加算税の間のものか、今までの重加算税ほど悪質性はないのだけれども、普通のうっかりの過少申告等とは明らかに違うといったものに対してどういう対応をしていくか、そういう考え方もできるのかなと考えております。

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、お願いします。

○神津特別委員

まず、先ほど中里会長に税理士会が行っている税務申告支援等の取組について御評価いただき、大変感謝を申し上げます。また、後半の部分の事例1～6で示された悪質な事例については大変大事な議論だと認識しております。

調査の現場に立ち会う者としては、仮装隠蔽という行為に関しては厳しく対処していくことが重要と認識しておりますけれども、あえて申し上げますと、重加算税の適用について、仮装隠蔽に至らないまでのことにも、安易な重加とあえて言わせていただきますけれども、安易に重加算税が課されることのないよう規定は厳しく運用されるべきではないかと思う次第でございます。やはり仮装隠蔽という行為については厳しく対応しなければならないけれども、それに該当しないような事例であれば課されることのないようにしていただきたいと思っております。

なぜそういうことを申し上げているかということ、先ほどから出ています10ページ目の法人税の重加算税割合が、コロナ禍で抽出的に出された事案ということで多いのかもしれませんが、重加算税割合が26.5パーセントという数字が出ておりまして、結構高いという実感でございます。

また、先ほどから佐藤先生、渕先生、土居委員の示された、厳しく対応するということには当然賛成ではございますけれども、適切に運用して安易な適用の方向にならないように切にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

御説明ありがとうございます。

不正事案に対する罰則の強化は適正にやる必要があると思うのですが、前回と今回の説明の延長から考えれば、ここで議論すべきことの一つは、不正事案に対するデジタル納税の活用強化をどう図るか、そういうつながりもあると思います。それを個人の納税と法人の納税に分けて議論していくべきなのでしょうけれども、仮に個人から考える、つまり不正事案へのデジタル納税への活用強化ということ個人で考えると、二面性というか、双方性というのか、今まで議論してきたことは、マイナポータルを充実しますよと、そこに給与所得の源泉票までつきますよと。それで行き着く先は税額の計算までできますよと。私がそこを開けば、田近栄治の年間所得がいろいろあって、税額の試算まで出てくる。そういうことで納税の利便性を高めようということ議論したわけですが、もう一方は納税しない人に対してはこうしますよと。つまり、今までやっていた議論は双方向的ですよ。これだけ便利にしてあげますよ。

具体的な事例で私の理解できた範囲ですが、暗号資産は雑所得ですよ。この方がマイナポータルを開くと、今まで分かった時点であなたの暗号資産はこれですよ、雑所得ですよ、これに対して申告してくださいと。ところが、申告しなければ、もう国税庁がつかんだ情報があるわけですから、したがって、この情報で申告いただけない場合には、そこからは私は罰則は分かりませんが、やってくださいと。何日までにやらないと、こっちはこれだけつかんでいるのですから重加算税にしますよ。だから、デジタル化の二面性というか双方性、利便性を高めるのと同時に払わなかったことに対する効率化。もしデジタル化すれば立ちどころに分かるわけですよ。

あと、法人の方についてもどうするか。ここはもう私は分からない微妙な話だと思うのです。売上げをどうつかむか。消費税の情報を直接税にどう使うかとか、それは今日はもうできないと思うのですが、したがって、デジタル化は利便性だけでなく、もう一つの方向性があるのだと。それを納税者にしっかり理解してもらう。

もう一つ最後に言いたいのですが、私は記入済み申告書というのはものすごく違和感を覚えています。記入済み申告書はないのですよね。つまり、税務当局が分かった範囲で試算した税額でしかないわけです。外国ではみんなそうなのです。試算額なのです。そこで、しめしめこれが入っていないよというのがもしあったら、それは申告しなければいけないのです。あくまでも申告納税なのです。その点も重要で、ゆめゆめ記入済み申告書に判こを押せばオーケーだというものではないということも同時に、ちょっとずれますけれども、指摘したいと思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

御説明、ありがとうございました。

悪意があっでごまかしていることについては、徹底して対応していく必要があると思います。それから、デジタル化が進んだとしても、より悪質になるというケースが、特に海外では消費税なんかを見ると、インボイス制度があったからごまかしが少なくなったかという、逆だと聞いておりますので、しっかりと対応する必要があるなと思います。

一方で、うっかりミスについて同じように対応するというのではなくて、それなりの猶予なりを与えるようなことがないと、例えば事業承継税制なども間違えると大変で、税理士が手を出さなくなっているようなこともあるので、しっかりと再調整できるような、もしくは単なる税額精算だけではないような対応ができるなと思います。

二点目は、特に新しい分野、例えばシェアリングやインターネットの取引について、個人が誰でもやれてしまうようなことについてどうしたらいいのだろうというガイドラインがまだないような気がします。

収入については分かるのだけれども、原価はどうするのか、費用はどうするのかといったことはまだまだできていないので、こういったこともしっかりと対応して制度としてつくっていただきたいと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

ありがとうございます。

既に他の先生方がおっしゃられたと思うのですが、申告時の仮装隠蔽や無申告に対するペナルティーの厳格化は、有効な一つ的手段であるのかなと思っているところです。

むしろ私は、先ほど申し上げてもよかったのかもしれないのですけれども、自発的な納税義務の履行というところで、本来、納税は義務だということから出発してしまうと、本当にそのとおりではあるのですけれども、今、税制が非常に複雑化している中で、自分が行っている事業であるとか、例えばシェアリングエコノミーの活動に参加するとか、あるいは空き家をどうするとか、いろいろな課題に対して税というのがどういうふうに関わってどのように対応すればいいのかというところで、皆さん、本当に課題に直面しています。ところが、税務署は敷居が高いし、税理士はお金がかかるのではないかみたいところで、なかなか気軽に相談したり、対応を考えるという機会を持たずにいたりする方も非常に多いのではないかという印象を持っています。

今日の前段の説明のところ、いろいろな取組もされているということも重々承知しているところですが、資料の7ページ目で、シェアリングエコノミー協会

と連携をして講師を派遣するとか、ホームページ上にリンクを貼るとか、そういうこともやられているということですが、こういった情報提供にとどまらず、具体的な申告の仕方とか、どうこれを捉えればいいのかということに対するサービスの提供の形も含めて、いわゆる専門職としての税理士と民間の事業者がどういうふうに連携しながら、納税に関するサービスというような角度から納税の仕方についてもう少し支援できるような体制を考えていくことももう一方で必要ではないかなといった感想を持っているところです。

以上でございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、梶川特別委員、お願いします。

○梶川特別委員

私も他の先生方がおっしゃられたお話とほとんど重複するところでございます。特に田近特別委員がおっしゃった部分です。

私は以前から、納税に関しては故意とか無知識、過失というものと毅然と分けていただくということはすごくあると思います。故意に関してというのはなかなか難しく、本人が意識してやっているわけですから、まさにこういうものは加算税のようなペナルティーの累進性などで、いわゆる牽制機能として強化するということだと思えます。

もう一つは、先ほどの納税者利便のところの話の納税義務の生じる経済行為の情報入手というのを、法人も個人も丹念に、個人情報等の問題でなかなか世論の納得を得られないかもしれないのですけれども、利便性も上がるということで、この辺を確実に増していただくことが、先ほどの事例のところでも、納税調査等の手間も省けますし、ある種の推定納税をやる仕組みをつくるときでも非常に重要にはなるのではないかと思います。

特に収入面である程度把握できることがとても重要だと思います。費用というのは解釈論もあって難しさがあるのですけれども、収入だけでもある程度の情報が社会的に共有できるということで、法人はほとんど個人情報とか何とかに関わるものではないと思いますので、一定の取組ができるかなと思います。

その上で、無知識というか、知識のないような、税にあまりなじみのないような方に対して1番目のテーマの御支援をされる制度という、今日の初めのテーマと次のテーマは関連するお話かなということをすごく感じました。

以上でございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

土居委員、お願いします。

○土居委員

先ほど、資料9-3の15ページ目について、松汐企画官が、長期間拒否していることに対してどうするかというところは悩ましいというような御発言をされたと記憶しているのですが、正当な理由がなくということが条件ではありますけれども、遅延する行為に対しての遅延した長さに応じた懲罰も構えておくことで、その懲罰が発動されないことを願うというか、牽制効果というのですか、延ばせば延ばすほどかえって処分を受けるときには重くなるというような仕組みも入れてもいいのかなと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、本日は個別のサポートが必要な納税者への対応、及び税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、皆様から様々な御意見や御指摘をいただいたものと考えており、総会での議論のための素地を整理することができたのではないかと思います。

10月19日に開催した専門家会合においても、国税及び地方税の税務手続のデジタル化に関して皆様から様々な御意見をいただきました。先日及び本日の専門家会合の中でいただいた御意見を踏まえ、今後開催される総会への報告をさせていただきたいと思いますが、その報告の内容につきましては座長の私、岡村に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、私から総会へ報告をさせていただきます。

10月19日と本日の2回にわたり御参加をいただきました委員の皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。

また、外部有識者の皆様におかれましても、御多忙のところ、当専門家会合の議論に御尽力くださいましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日の会合は以上です。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]